

学校保健法等の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

- 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）「第一条関係」
1
- 学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）「第二条関係」
12
- 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第一百五十七号）「第三条関係」
17
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百十八号）「第四条関係」
18
- 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五条）「附則第三条関係」
19
- 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）「附則第四条関係」
21
- 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）「附則第五条関係」
23
- べき地教育振興法（昭和二十九年法律第一百四十三号）「附則第五条関係」
24
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）「附則第五条関係」
25
- 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第一百二十五号）「附則第六条関係」
26
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百十六号）「附則第七条関係」
27
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）「附則第八条関係」
29
- 母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）「附則第九条関係」
30
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百十四号）「附則第九条関係」
31
- 健康増進法（平成十四年法律第一百三号）「附則第九条関係」
32
- 構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）「附則第十条関係」
33
- 発達障害者支援法（平成十六年法律第一百六十七号）「附則第十一関係」
35

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
学校保健安全法	学校保健法
目次	目次
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第三条の二）
第二章 学校保健	第二章 健康診断及び健康相談（第四条—第十四条）
第一節 学校の管理運営等（第四条—第七条）	第三章 伝染病の予防（第十二条—第十四条）
第二節 健康相談等（第八条—第十条）	第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第十五条）
第三節 健康診断（第十一条—第十八条）	第五章 地方公共団体の援助及び国の補助（第十七条—第十八条）
第四節 感染症の予防（第十九条—第二十一条）	第六章 雜則（第十九条—第二十二条）
第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）	附則
第六節 地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）	
第三章 学校安全（第二十六条—第三十条）	
第四章 雜則（第二十一条・第三十二条）	
附則	
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、	第一条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図

、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

(学校保健安全計画)

り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校においては、学校環境衛生基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該措置であつて校長が講ずることができないものがあるときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保

第二条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(新設)

健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に關し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、健康相談又は保健指導を行うに當たつては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならぬ。

(削除)

(学校環境の安全)

第三条の二 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。

(削除)

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 (略)

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第五条 (略)

(幼児、児童、生徒及び学生の健康診断)

第六条 学校においては、毎学年定期に、幼児、児童、生徒又は学生（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、幼児、児童、生徒又は学生の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

第七条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

(職員の健康診断)

第八条 (略)

第九条 (略)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 (略)

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十二条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 (略)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十条 (略)

2 第四条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四条の健康診断に関するものについては政令で、第六条及び第八条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 (略)

(保健所との連絡)

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(新設)

(削除)

(健康相談)

第十九条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生の健康に関し、健康相談を行うものとする。

第四節 感染症の予防

(出席停止)

第三章 伝染病の予防

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかるおり、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第二十一条 前二条(第十九条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)その他感染症の予防に関する規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
(学校保健技師)
第二十二条 (略)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 (略)

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助
(地方公共団体の援助)

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校

第十二条 校長は、伝染病にかかるおり、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒又は学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第十四条 前二条(第十二条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)その他伝染病の予防に関する規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における伝染病の予防にし必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
(学校保健技師)
第十五条 (略)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第十六条 (略)

第五章 地方公共団体の援助及び国の補助
(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校

校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、その疾病的治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一・二 (略)

(国の補助)

第二十五条 (略)

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校の施設内において、事故、加害行為又は災害（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を未然に防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校

の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対し、その疾病的治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一・二 (略)

(国の補助)

第十八条 (略)

(新設)

(新設)

生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該措置であつて校長が講ずることができないものがあるときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(新設)

(新設)

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生

徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関 地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の方との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雜則

(新設)

第六章 雜則

(保健室)

第十九条 学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 (略)

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

(専修学校の保健管理等)

第二十二条 (略)

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3

第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

3

第二条から第三条の二まで、第六条から第十四条まで及び前二条の規定は、専修学校に準用する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	
第一章 総則（第一条—第五条）	（新設）
第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項（第六条—第九条）	
第三章 学校給食を活用した食に関する指導（第十条）	
第四章 雜則（第十一条—第十四条）	
第一章 総則 (この法律の目的)	
第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。	
（学校給食の目標）	
第二条 学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。	
（学校給食の目標）	
第二条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を實現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。	

二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める

(新設)

(略)

七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(新設)

三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 (略)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 (略)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 (略)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第五条 (略)

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 (略)

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 (略)

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。

（学校給食栄養管理者）

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

（学校給食実施基準）

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

（学校給食衛生管理基準）

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備

第五条の二 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。

（学校給食栄養管理者）

第五条の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

（新設）

（新設）

及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該措置であつて当該義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長が講ずることのできないものがあるときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することとその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たつては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自

(新設)

然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雜則

(経費の負担)

第十一條 (略)

(国の補助)

第十二條 (略)

(削除)

(補助金の返還等)

第十三條 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

一～五 (略)

(政令への委任)

第十四條 (略)

(経費の負担)

第六條 (略)

(国の補助)

第七條 (略)

第八條 削除

(補助金の返還等)

第九條 文部科学大臣は、第七条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

一～五 (略)

(政令への委任)

第十條 (略)

○夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）〔第三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（学校給食法の準用）	（新設）
第七条 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条の規定は、夜間学校給食の実施について準用する。	（政令への委任） 第七条（略）

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）「第四条関係」

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（学校給食法の準用） 第六条 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条 の規定は、学校給食の実施について準用する。 （政令への委任） 第七条 （略）	（新設） 第六条 （政令への委任） （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十一年法律第二百六十号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうちに掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学</p>	<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十一年法律第二百六十号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうちに掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学</p>

級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一～三（略）

附 則 1・2（略）

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一～三（略）

附 則 1・2（略）

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案
--	--	-------------

		現 行
--	--	--------

15 17
附 則
(略)

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十八項の表」とする。

第一欄 所要資格	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄に規定する基礎資格を取得した後 、学校給食法第七条	第四欄
-------------	-------------	--	-----

15 17
附 則
(略)

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十八項の表」とする。

第一欄 所要資格	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄に規定する基礎資格を取得した後 、学校給食法第五条	第四欄
-------------	-------------	--	-----

備考 (略)	受けようとする免許状の種類	他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	て修得することを必要とする最低単位数
-----------	---------------	---	--------------------

備考 (略)	受けようとする免許状の種類	他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	て修得することを必要とする最低単位数
-----------	---------------	---	--------------------

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p>	<p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p>

○へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）〔附則第五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「へき地学校」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「へき地学校」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設（以下「共同調理場」という。）をいう。</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（施設整備基本方針等）</p> <p>第十一條 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校、高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）及び幼稚園等（同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。）及び幼稚園等（同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。）及び幼稚園等（同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。）の施設、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第六条に規定する施設をいう。）、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要な事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業（次条において「改築等事業」という。）について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p>（施設整備基本方針等）</p> <p>第十一條 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校、高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）及び幼稚園等（同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。）及び幼稚園等（同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。）の施設、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要な事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業（次条において「改築等事業」という。）について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。</p> <p>（略）</p>
2		

○女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五条号）【附則第六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条　（略）</p> <p>2　この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条　（略）</p> <p>2　この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p>
<p>（公立の学校等における教職員の臨時の任用）</p> <p>第三条　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　前二項の規定は、公立の学校給食法第六条に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項中「学校」とあるのは、「学校給食法第六条に規定する施設」と読み替えるものとする。</p>	<p>（公立の学校等における教職員の臨時の任用）</p> <p>第三条　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　前二項の規定は、公立の学校給食法第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項中「学校」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規定する施設」と読み替えるものとする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
	(定義)		(定義)		
2	(略)		(略)		
3	この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、副校长及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校长及び教頭とする。）、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。	3 この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、副校长及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校长及び教頭とする。）、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。	3 この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、副校长及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校长及び教頭とする。）、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。		
(小中学校等教職員定数の標準)	(小中学校等教職員定数の標準)	(小中学校等教職員定数の標準)	(小中学校等教職員定数の標準)	(小中学校等教職員定数の標準)	
第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（学校給食法第六条に規定する施設を含む。）に置くべき教職員の総数（以下「小中学校等教職員定数」という。）は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、	第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。）に置くべき教職員の総数（以下「小中学校等教職員定数」という。）は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、	第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。）に置くべき教職員の総数（以下「小中学校等教職員定数」という。）は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、	- 27 -		

それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

第八条の二 (略)

一 (略)

二 五百五十人以上単独実施校又は共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数

三 (略)

第八条の二 (略)

一 (略)

二 五百五十人以上単独実施校又は共同調理場（学校給食法第五条に規定する施設をいう。以下同じ。）を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数

三 (略)

は、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）〔附則第八条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（学校栄養職員の取扱い）</p> <p>第三十一条 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設の同法第七条に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める者に対するこの法律の規定の適用については、第三条第一項第二号中「公立学校」とあるのは、「公立学校（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含む。）」とする。</p>	<p>（学校栄養職員の取扱い）</p> <p>第三十一条 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設の同法第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める者に対するこの法律の規定の適用については、第三条第一項第二号中「公立学校」とあるのは、「公立学校（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設を含む。）」とする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（連携及び調和の確保）

第八条の三 都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たつては、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

（連携及び調和の確保）

第八条の三 都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たつては、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）〔附則第九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定期の健康診断）</p> <p>第五十三条の二　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行つたものとみなす。</p>	<p>（定期の健康診断）</p> <p>第五十三条の二　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行つたものとみなす。</p>

○健康増進法（平成十四年法律第二百二号）「附則第九条関係」

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六条 (定義)</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 <u>学校保健安全法</u>（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により 健康増進事業を行う者</p> <p>八〇十三 (略)</p>	<p>第六条 (定義)</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 <u>学校保健法</u>（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により健康 増進事業を行う者</p> <p>八〇十三 (略)</p>

（傍線の部分は改正部分）

		改	正	案

		現		行

（学校教育法の特例）

第十二条 （略）

1～10

（略）

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句はそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校給食 法（昭和二十九年法律第二百六十号）	第十二条第一項	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）	（略）	

（学校教育法の特例）

第十二条 （略）

1～10

（略）

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句はそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校給食 法（昭和二十九年法律第二百六十号）	第七条第一項	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）	（略）	

第十三条 （略）

2～3

（略）

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は

、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校給食	第十二条第一項	私立の義務教育諸学校の設置者（略）	（略）
		私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）

学校給食	第七条第一項	私立の義務教育諸学校の設置者（略）	（略）
		私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）

○発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）〔附則第十一條関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童の発達障害の早期発見等）</p> <p>第五条　（略）</p> <p>2　市町村の教育委員会は、<u>学校保健安全法</u>（昭和三十三年法律第五十 六号）第十一條に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期 発見に十分留意しなければならない。</p> <p>3～5　（略）</p>	<p>（児童の発達障害の早期発見等）</p> <p>第五条　（略）</p> <p>2　市町村の教育委員会は、<u>学校保健法</u>（昭和三十三年法律第五十六号 ）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に 十分留意しなければならない。</p> <p>3～5　（略）</p>